

四日市市文化会館・三浜文化会館 ハラスメント防止 ガイドライン

2023年4月1日作成

趣旨

四日市市文化会館・三浜文化会館では、自主事業における実演芸術の創作・ワークショップを行うにおいて、事業に関わるすべての人が身体的・精神的に安心安全な環境を保障されていることが必須と考えます。

事業に関わるすべての人に対し、ハラスメントの定義を確認するとともに、その防止に努めることを目的にガイドラインを策定しました。

ハラスメント事案が発生したときには、このガイドラインに即して問題解決と再発防止にあたることとします。

※ハラスメントの概念やそれに基づく動態は、今後の社会状況によって変化していく可能性があります。そのため、このガイドラインは、その都度、参加者、舞台関係者等の方々からのご意見をお聴きし、その機会をとらえて常に見直し、必要な改訂を行って参ります。

ハラスメント対策におけるビジョン

四日市市文化会館・三浜文化会館では、自主事業における実演芸術の創作・ワークショップに以下のビジョンを掲げ、ハラスメントのない良好な環境づくりに取り組みます。

1. 自主事業における実演芸術の創作・ワークショップに関わるすべての人の人権が守られ、自分の意思で活動することができる。
2. 自主事業における実演芸術の創作・ワークショップに関わるすべての人が、属性や言動によって差別されることなく、互いに尊重し合い、人として対等に、意見交換や対話を行うことができる。
3. 自主事業における実演芸術の創作・ワークショップに関わるすべての人が、身体的精神的に安全な状況で過ごすことができる。

ハラスメントの定義と事例

ハラスメントとは、他者の尊厳を傷つける言動の総称です。他者に不快感や不利益を与える言動はハラスメントに該当し、行為者の意図とは関係がありません。

また、優位的な立場や権限を背景に行われるハラスメントを特にパワーハラスメントと呼びますが、対等な立場でもハラスメントが発生する場合があります。

〈ハラスメントに該当すると考えられる事例〉※限定の列挙ではありません。

○パワーハラスメント

- 身体的な攻撃 ※暴行・傷害は犯罪行為です。
- 精神的な攻撃
 - 脅迫する。
 - 差別発言や、差別の扇動をする。
 - 殴る真似をしたり、壁や机などを叩いたり蹴ったりして、威嚇する。
 - 人格や能力を否定するような言葉を用いる。
 - 出身や学歴など、業務と無関係なことを非難する。
 - 必要以上に厳しく叱責したり、長時間叱責したりする。
 - 大勢が見ているメーリングリストに個人を罵倒するメールを流す。
 - 個人の秘密を暴露する。
- 人間関係からの切り離し
 - 関係している事業について必要な情報を教えない。
 - ワークショップの間、特定の参加者を無視する。
- 過大な要求
 - 遂行不可能だと告げられても、やる気や理解の問題にすり替えて聞き入れない。
 - 無理をすればできるということを遂行可能と見なし、作業を強要する。
 - 実際に業務を行う者の意見を聞かず、的外れな改善案を押しつける。
- 過小な要求
 - それまで行っていた業務を、必然性なく奪う。
- 個の侵害
 - 業務上の必要なく、個人のプライバシーに関わることをしつこく聞く。
 - 意見を表明したくない事柄について、意見の表明をしつこく迫る。

○セクシュアルハラスメント

- 様々な立場をほのめかして性的な関係を要求する。
- 本人の同意なく、意識的に身体に接触する。
- 会議やワークショップにおいて、必然性なく性的な会話をする。
- 性的指向や性自認を詮索したり、からかったりする。
- 性的な噂を意図的に流したり、性的指向や性自認を本人の許可なく人に話したりする。
- 性別に関する蔑視発言をする。

○アルコールハラスメント

- 飲み会への参加や、飲酒を強要する。

○アカデミックハラスメント

- 指導と称して、人格や能力を否定する。
- 関係した作品をのちに盗用したり、同意なく、公開したりする。
- 不必要な深夜の指導や、他人の目に触れない環境での個人指導を強要する。
- 学習や研究をさせず雑用を押し付ける。
- 学習や研究へのアドバイスを求めても応じない。
- 命じた作業についてその手順や理由を説明しない。

○マタニティハラスメント

- 妊娠したこと、子育て中であることを理由に、本人の同意なく役割を奪う。
- 妊娠している者に過度な業務をさせる。

ハラスメントの防止

ハラスメントの防止目的

ハラスメントが発生すると、個人の尊厳と人格が傷つけられ、創作活動に支障をきたします。また、ハラスメントの発生に至らなくても、自由で対等な対話ができなくなっている環境では、活動が萎縮し、運営上の問題が起こりやすくなります。四日市市文化会館・三浜文化会館では、ハラスメントの防止と共に、ハラスメントが起きにくい環境作りに取り組みます。

ハラスメント防止のための取り組み

四日市市文化会館・三浜文化会館では、全スタッフで本ガイドラインを確認する機会を定期的に設け、意識啓発に努めるほか、関わるすべての人に本ガイドラインに同意いただくこととします。

四日市市文化会館・三浜文化会館自主事業における実演芸術の創作・ワークショップにおける、ハラスメント防止のための具体的な方策

1. 稽古・ワークショップ開始前に、本ガイドラインを出演者、スタッフ、関係者に配布、創作に関わる主たる者と四日市市文化会館・三浜文化会館担当スタッフによる意見交換の場を持ちます。なお、その際に、相談窓口となる劇場スタッフを複数名(該当事業の担当者以外の者も含む)決め、連絡先を提供することで、相談しやすい環境づくりを行います。また、劇場スタッフに相談しにくいケースについては、外部相談窓口の情報提供も行います。
2. 創作に関わる主たる者との契約書には、双方が本ガイドラインを遵守することを入れます。
3. 創作の現場においては、事業を担当する劇場スタッフ等が稽古場や上演会場に赴き、状況を十分に把握するように努めます。
4. 稽古・ワークショップを実施するなかで、必要性が生じた場合、ハラスメントに関する研修や面談を実施します。
5. 電話やメール、SNS を利用した連絡については、適切な内容、頻度でやりとりを行います。
6. 創作・ワークショップの現場以外での交流などについて、関わりを持たないことによる不利益が生じないように配慮します。

ハラスメント事案への対応と体制

四日市市文化会館・三浜文化会館では、起きてしまったハラスメントは厳正に対処します。その目的は、被害者の尊厳や権利の回復と再発防止です。行為者への攻撃や排斥が目的ではありません。

なお、ある行為がハラスメントにあたるかどうかは、状況や業務上の必要性を踏まえて、慎重に判断されます。

四日市市文化会館・三浜文化会館が措置を講じる義務を負う範囲

四日市市文化会館・三浜文化会館自主事業における実演芸術の創作・ワークショップに関わる人がハラスメントを起こした場合、あるいはハラスメントを受けた場合、四日市市文化会館・三浜文化会館は、必要な救済措置と再発を防止するための措置を講じる義務を負います。なお、ハラスメントが起きたのが四日市市文化会館・三浜文化会館とは関連のない場所であっても、事業での地位や権限を利用して行われた場合、その業務に関連すると判断することがあります。

また、主要な立場にある者がハラスメントを行った場合には、それがその業務に関連するか否かを問わず、主要な立場にあることの是非の問題が生じます。

四日市市文化会館・三浜文化会館自主事業における実演芸術の創作・ワークショップにおいて、ハラスメントが報告された場合の具体的手順

1. 担当者等が相談を受理

相談者への聞き取りを行い、内容を確認したうえで、事業担当管理職員に報告します。対象事案に担当者が関係しており、聞き取り者として適切でない場合は、別の職員がその任にあたります。

2. 事業担当管理職員への報告

事業担当管理職員は、必要に応じて追加の聞き取りを行います。状況に応じて、専門性を有する第三者に聞き取りを委託する場合があります。ただし、事業担当管理職員がその事案に関係がある場合は、四日市市文化会館・三浜文化会館の責任者がその任にあたります。

また、該当行為の確認のため、防犯カメラの映像を使用する場合があります。

3. 対応措置 事業担当管理職員及び担当者は、加害者とされる者に対する聞き取りを行い、ハラスメントに該当すると思われる行為について注意喚起を行い、必要に応じた適切な対応を行います。その際、相談者への報復や第三者への口外をしないように指導します。

4. 守秘義務ほか 各段階において関与した者は、守秘義務を負い、事実について口外することはありません。また、一連の過程において、相談者が不利益を受けないように配慮します。

5. 通報 いかなる当事者間同士であっても、明らかな暴力行為等の犯罪と考えられる事態が起きた場合は、ただちに警察に通報するなどの速やかな毅然とした対応を行います。

公的機関等の相談窓口の紹介

■ハラスメント悩み相談室(厚生労働省)

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>

■みんなの人権 100 番(法務省)

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>

■女性の人権ホットライン(法務省)

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken108.html>